

平成十六年法律第二百一十一号

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、司法に対する多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる広くかつ高い識見を備えた裁判官及び検察官が求められていることにかんがみ、判事補及び検事（司法修習生の修習を終えた者であつて、その最初に検事に任命された日から十年を経過していないものに限る。第七條第五項、第十一條第四項及び第十二條を除き、以下同じ。）について、その経験多様化（裁判官又は検察官としての能力及び資質の向上並びにその職務の充実に資する他の職務経験その他の多様な経験をすることをいう。次条第一項及び第四項において同じ。）のための方策の一環として、一定期間その官を離れ、弁護士となつてその職務を経験するために必要な措置を講ずることにより、判事補及び検事が弁護士としての職務を経験することを通じて、裁判官及び検察官としての能力及び資質の一層の向上並びにその職務の一層の充実を図ることを目的とする。

(弁護士職務経験)

第二条 最高裁判所は、判事補が経験多様化の一環として一定期間弁護士となつてその職務を経験することの必要性、これに伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、当該判事補の同意（第三項に規定する事項に係る同意を含む。）を得て、第七項に規定する雇用契約を締結しようとする弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁護士との間の取決めに基つき、期間を定めて、当該判事補が弁護士となつてその職務を行うものとすることができる。

2 最高裁判所は、前項の同意を得るに当たつては、あらかじめ、当該判事補に同項の取決めの内容を明示しなければならない。

3 第一項の場合においては、最高裁判所は、当該判事補を裁判所事務官に任命するものとし、当該判事補は、その任命の時にその官を失うものとする。

4 法務大臣は、検事が経験多様化の一環として一定期間弁護士となつてその職務を経験することの必要性、これに伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、当該検事の同意（第六項に規定する事項に係る同意を含む。）を得て、第七項に規定する雇用契約を締結しようとする弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁護士との間の取決めに基つき、期間を定めて、当該検事に弁護士となつてその職務を行わせることができる。

5 法務大臣は、前項の同意を得るに当たつては、あらかじめ、当該検事に同項の取決めの内容を明示しなければならない。

6 第四項の場合においては、法務大臣は、当該検事を法務省（検察庁を除く。以下同じ。）に属する官職に任命するものとし、当該検事は、その任命の時にその官を失うものとする。

7 第一項又は第四項の取決めに於いては、第三項又は前項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命されて第一項又は第四項の規定により弁護士となつてその職務を行う者（以下「弁護士職務従事職員」という。）と弁護士職務従事職員を雇用する弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁護士（以下「受入先弁護士法人等」という。）との間の雇用契約（第四条第二項ただし書に規定する承認に係る事項の定めを含む。）の締結、当該受入先弁護士法人等における勤務条件、第一項又は第四項の規定により弁護士となつてその職務を行う期間（以下「弁護士職務従事期間」という。）の終了に関する事項その他これらの規定により弁護士となつてその職務を行うものとし又は行わせるに当たつて合意しておくべきものとして判事補については最高裁判所規則で、検事については法務省令で定める事項を定めるものとする。

8 最高裁判所又は法務大臣は、第一項又は第四項の取決めの内容を変更しようとするときは、当該判事補若しくは検事又は当該弁護士職務従事職員の同意を得なければならない。この場合においては、第二項又は第五項の規定を準用する。

(弁護士職務従事期間)

第三条 弁護士職務従事期間は、二年を超えることができない。ただし、特に必要があると認めるときは、最高裁判所又は法務大臣は、当該弁護士職務従事職員及び当該受入先弁護士法人等の同

意を得て、当該弁護士職務経験を開始した日から引き続き三年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

(弁護士の業務への従事)

第四条 弁護士職務従事職員は、第二條第一項又は第四項の取決めに定められた内容に従つて、受入先弁護士法人等との間で雇用契約（次項ただし書に規定する承認に係る事項の定めを含む。）を締結し、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の定めるところにより弁護士登録（同法第八條に規定する登録をいう。第七條第四項及び第五項において同じ。）を受け、その弁護士職務従事期間中、当該雇用契約に基づいて弁護士の業務に従事するものとする。

2 弁護士職務従事職員は、前項の規定により従事する弁護士の業務のうち当事者その他関係人から依頼を受けて行う事務については、当該受入先弁護士法人等が弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である場合にあつては当該弁護士法人又は当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人が当事者その他関係人から委託を受けた事務を行い、当該受入先弁護士法人等が弁護士である場合にあつては当該弁護士と共同して当事者その他関係人から依頼を受けてその事務を行うものとする。ただし、当該受入先弁護士法人等が個別に承認した事務については、同項の雇用契約に基づいて、単独で当事者その他関係人から依頼を受けてその事務を行うことができる。

(弁護士職務従事職員の職務及び給与)

第五条 弁護士職務従事職員は、その弁護士職務従事期間中、裁判所事務官又は法務省職員（法務省に属する官職を占める者をいう。以下同じ。）としての身分を保有するが、その職務に従事しない。

2 弁護士職務従事職員には、その弁護士職務従事期間中、給与を支給しない。

3 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。第十条において同じ。）の規定は、弁護士職務従事職員には、その弁護士職務従事期間中、適用しない。

(弁護士職務従事職員の服務等)

第六条 弁護士職務従事職員は、第四条の規定により弁護士の業務を行うに当たつては、裁判所事務官若しくは法務省職員たる地位を利用して、又はその弁護士職務経験の前において判事補若しくは検事であつたことによる影響力を利用してはならない。

2 弁護士職務従事職員の第四条の規定による弁護士の業務への従事に関しては、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第四百四条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3 最高裁判所又は法務大臣は、必要があると認めるときは、当該弁護士職務従事職員に対し、当該受入先弁護士法人等における勤務条件及び第四条の規定による弁護士の業務への従事状況（弁護士法第二十三條に規定する職務上知り得た秘密に該当する事項を除く。）について、報告を求めることができる。

4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該弁護士職務従事職員（第二條第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）別表判事補の項八号の報酬月額以上の報酬又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項十六号の俸給月額以上の俸給額を受けた者に限る。）は、国家公務員倫理法第二條第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。

5 弁護士職務従事職員に関する国家公務員法第八十二條（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第一項第一号中「若しくは国家公務員倫理法」とあるのは、「国家公務員倫理法（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第六條第四項の規定によりみなして適用される場合を含む。）若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」とする。

第九條 弁護士職務従事職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。

第十條 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員との給与に関する法律第二十三條第
項及び附則第六條の規定の適用については、第四條第一項に規定する弁護士業務（当該弁護士
の業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第二項に規定する通勤
（当該弁護士の業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）
第一條の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同條に規定する通勤に
該当するものに限る。次条第一項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。

2 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。

第十一條 弁護職務従事職員又は弁護士職務従事職員であつた者が退職した場合における国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定の適用については、第四條第一項及び第六條第二項の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該弁護士の業務に係る労働者災害補償保険法第四條第二項、第五條第二項及び第六條の四第一項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四條第二項、第五條第二項及び第六條の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 弁護士職務従事職員又は弁護士職務従事職員であつた者に関する国家公務員退職手当法第六條の四第一項及び第七條第四項の規定の適用については、弁護士職務従事期間は、同法第六條の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

3 前項の規定は、弁護士職務従事職員又は弁護士職務従事職員であつた者が当該受入先弁護士法人等から所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。

4 弁護士職務従事職員がその弁護士職務従事期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給若しくは扶養手当又はこれらに対する地域手当若しくは広域異動手当（以下この項において「俸給等」という。）の月額については、当該弁護士職務従事職員が第二第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において受けていた俸給等の月額をもつて、当該弁護士職務従事職員の俸給等の月額とする。ただし、必要があると認められるときは、他の判事補若しくは判事又は検事との均衡を考慮し、必要な措置を講ずることができる。

5 弁護士職務従事職員又は弁護士職務従事職員であつた者が退職した場合における国家公務員退職手当法第六条の四の規定の適用については、これらの者は、その弁護士職務従事期間中、第二項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において従事していた職務に従事していたものとみなす。

第十二条 裁判所事務官である弁護士職務従事職員がその弁護士職務経験の終了後に判事補又は判事に任命された場合及び法務省職員である弁護士職務従事職員がその弁護士職務経験の終了後に判事に任命された場合における処遇については、他の判事補若しくは判事又は検事との権衡上必要と認められる範囲内において、適切な配慮が加えられなければならない。

(最高裁判所規則及び法務省令への委任)

2 この法律に定めるもののほか、検事に係るこの法律の実施に關し必要な事項は、法務省令で定める。

附則

附則第三項の規定
公布の日

高裁判

3 法務大臣は、第二條第七項、第七條第三項又は第十四條第三項後段の法務省令を制定しようとするときは、この法律の施行の日前においても、人事院の意見を聴くことができる。

(健康増進法による国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律による国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例)

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

附則 (平成一六年一〇月二八日法律第一三六号) 抄

附則（平成一七年一〇月二日法律第一〇二號）抄

附則（平成一七年一月七日法律第一一三號）抄

事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正に伴う経過措置

附則（平成一七年一月七日法律第一一五号）抄

附則（平成一七年一月七日法律第一一六号）抄

附則（平成一七年一月七日法律第二一八号）抄

附則（平成一八年三月三十一日法律第二二號）抄

附則（平成一八年一月一七日法律第一〇一号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一九年七月六日法律第二〇八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条（附則第八条の準用に係る部分に限る。）、第二十条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十七條から第二十九條まで、第三十三條から第三十五條まで及び第三十六條（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十六條及び第二十四條第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第四十條中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）目次の改正規定及び同法第六十七條を削り、同法第六十八條を同法第六十七條とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成一九年七月六日法律第一一〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六條、第十三條、第十六條及び第十九條並びに附則第二十三條、第二十五條、第二十七條及び第二十八條の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二一年三月三〇日法律第五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第四条、第七條、第九條から第十二條まで、第十四條、第十五條及び第十九條の規定 平成二十二年四月一日

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 前条の規定による改正後の同条各号に掲げる法律の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新国共済法第六十八條の二第一項に規定する育児休業等を開始した者について適用し、同日前に旧国共済法第六十八條の二第一項に規定する育児休業等を開始した者については、なお従前の例による。

(調整規定)

第十九條 この法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二二年三月三一日法律第一九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十條の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年三月三一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日（この法律の公布の日が同月一日後となる場合には、公布の日）から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四條の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年三月三一日法律第二四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八條の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年六月二七日法律第四二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三條、第二十八條、第百五十九條及び第百六十條の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号） 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五條及び第七十三條の規定 公布の日

附 則（平成二四年一一月二六日法律第九六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 第五條の規定並びに附則第六條、第九條、第十條及び第十六條から第二十二條までの規定 平成二十七年十月一日

附 則（平成二五年五月三一日法律第二八号） 抄

(施行期日)

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三條から第四十二條まで、第四十四條（内閣府設置法第四條第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十條の規定 公布の日

附 則（平成二五年六月二六日法律第六三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第百三十九条、第百四十三条、第百四十六条及び第百五十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二六年四月一八日法律第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第三十九条から第四十二条までの規定 公布の日

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二七年六月三日法律第三三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年六月三日法律第三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年五月二九日法律第三三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。